

令和4年度  
第1回三重県地域医療対策協議会  
令和4年8月31日

## 資料4

# 専門研修に係る国への意見提出について

---

# 三重県地域医療対策協議会について

- 地域医療対策協議会は、医療法第30条の23の規定に基づき、都道府県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議、調整を行う場である。
- 医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年7月25日公布）により、機能強化が図られた。

## 三重県地域医療対策協議会

（三重県の医師確保の施策に必要な事項を協議）

設置：平成31年2月4日 医療法第30条の23に基づく設置



### 協議事項

- ・ キャリア形成プログラムの内容
- ・ 医師の派遣調整
- ・ 派遣医師のキャリア支援策
- ・ 派遣医師の負担軽減策
- ・ 医師確保計画の内容協議
- ・ 大学の地域枠・地元枠設定
- ・ 臨床研修病院の指定
- ・ 臨床研修医の定員設定
- ・ 専門研修の研修施設・定員 等

部会で個別協議



結果報告

部会で個別協議



結果報告

## 医師派遣検討部会

設置：平成31年2月4日

地域枠医師、医師修学資金貸与者等の医師のキャリア支援（派遣調整）等を行う



2

## 医師専門研修部会

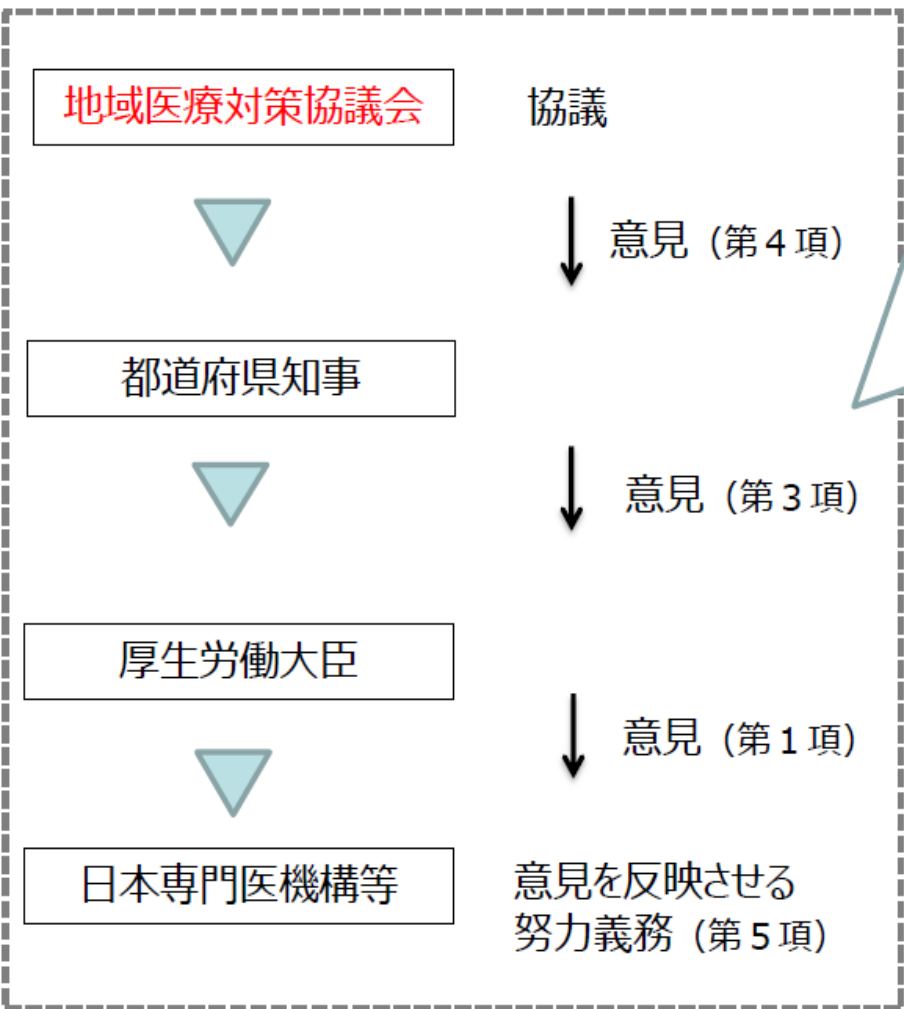
設置：平成31年2月4日

専門研修プログラムが地域医療に配慮されているか等について協議する



医道審議会 医師分科会 医師専門研修部会  
平成30年度第1回 資料2 (抜粋・一部改変)

## 医師法第16条の10



医師法第16条の10 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

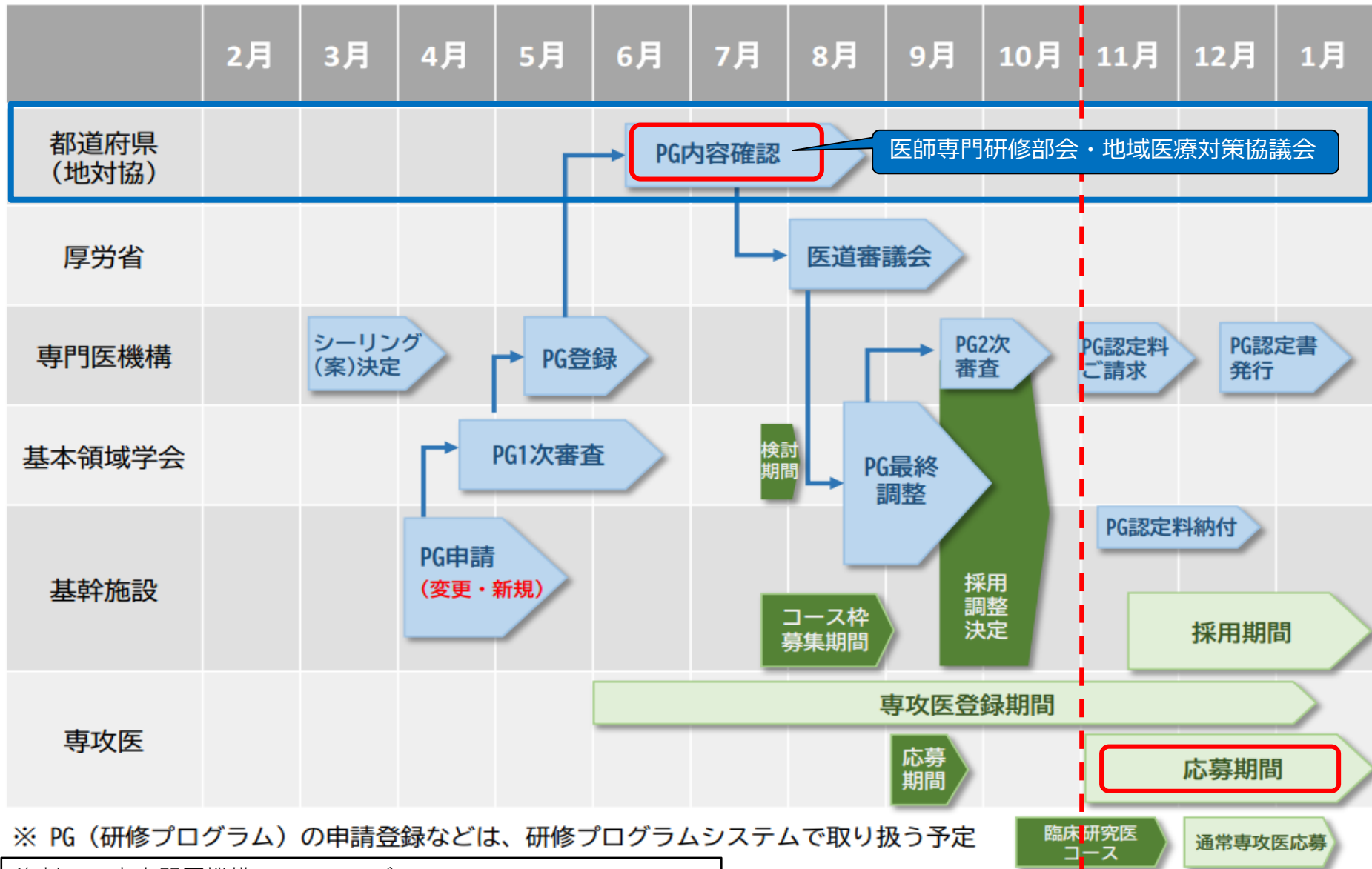
2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。5

第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

# 専門研修プログラム関連スケジュール



※ PG (研修プログラム) の申請登録などは、研修プログラムシステムで取り扱う予定

資料 日本専門医機構ホームページ  
2023年度研修開始専門研修プログラム関連スケジュール  
(抜粋・一部改変)

## 専門研修プログラム等の確認について

---

# 都道府県における確認事項について①

医師法第16条の10の規定に基づく専門研修に関する協議について

(令和4年7月22日付け医政医発 0722 第1号厚生労働省医政局医事課長通知) 抜粋

## 2. 都道府県での確認事項について

都道府県は、日本専門医機構及び基本領域学会から提出された情報について、次の事項を確認する。

**(1) 国から都道府県への協議について 1. (1) ①ア～エ (※) について、医師専門研修部会での特別地域連携プログラム、子育て支援加算等に関する議論(別添)を踏まえた、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に対する影響について。(別紙1)**

本県は、医師専門研修プログラムチェックリスト等を用いて確認

**(2) 専門研修プログラムについて**

**① 個別のプログラムの内容については、例えば、以下の条件を満たし、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。(別紙2)**

- ・ プログラムの連携施設の設定、ローテーション及び採用人数が都道府県の偏在対策に配慮されたものであること。
- ・ プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を与えないこと。
- ・ 特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムであること。

**② 各診療領域のプログラムに共通する内容については、例えば、以下の条件を満たし、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。(別紙3)**

- ・ 小児科、精神科、外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ・ 診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっていること。

(※) 1(1) 日本専門医機構及び基本領域学会から国及び都道府県への情報提供

① 日本専門医機構及び基本領域学会は、下記ア～エを策定又は変更しようとするときは、国に対して策定又は変更に係る情報を提供することとする。

- ア. 専門医制度整備指針、 イ. 専門医制度整備指針運用細則、 ウ. プログラム整備基準、  
エ. ウに基づき作成する領域別研修プログラム

# 都道府県における確認事項について②

医師法第16条の10の規定に基づく専門研修に関する協議について

(令和4年7月22日付け医政医発 0722 第1号厚生労働省医政局医事課長通知) 抜粋

## 1. 協議方法等

### (3) 都道府県から国への意見

都道府県は、2. のとおり確認し、医療提供体制の確保の観点から改善を求める意見がある場合、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、別紙1の様式により厚生労働省に提出すること。

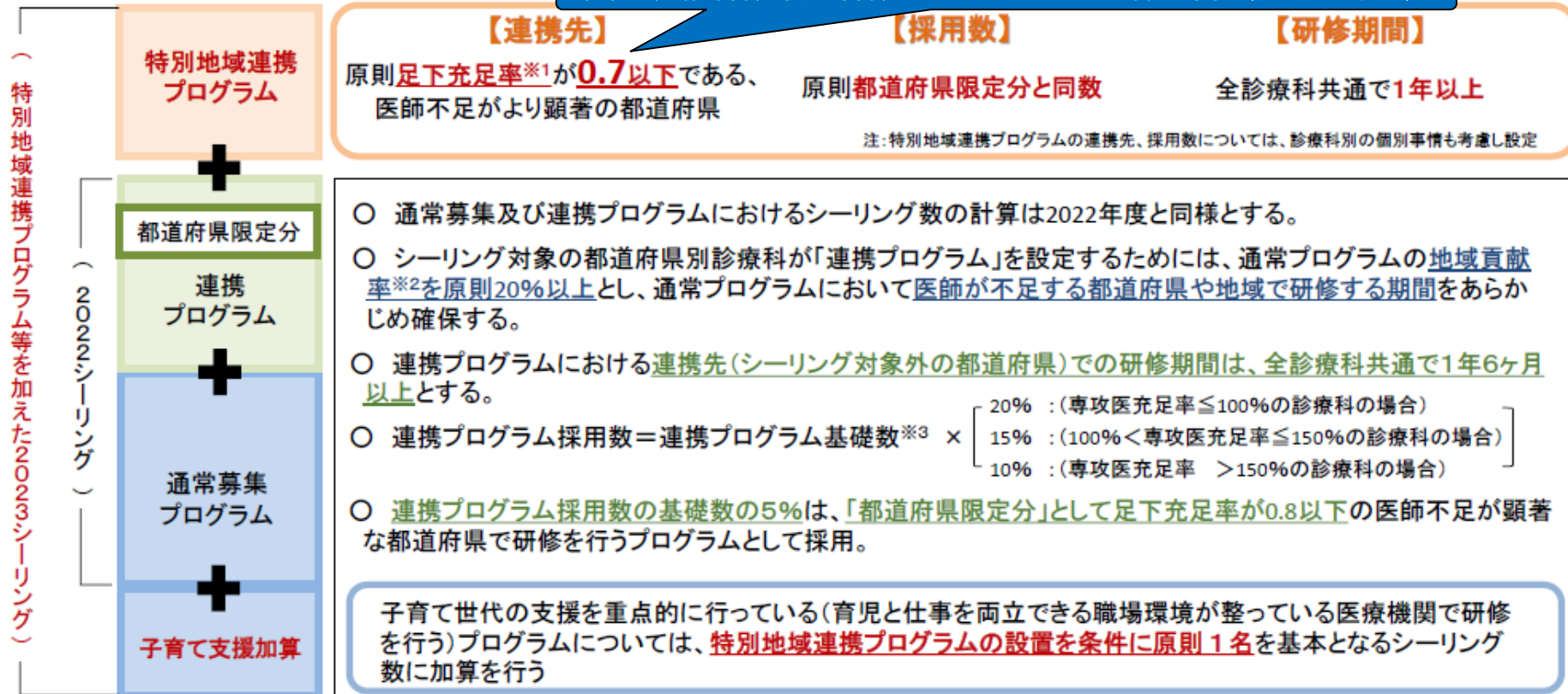
なお、個別のプログラムの内容について意見がある場合や、診療領域に対する意見がある場合も、同様に別紙2及び3の様式により厚生労働省に提出すること。



# 2023年度専攻医募集におけるシーリング(案)の基本的な考え方

- シーリングにより、都市部周辺で専攻医が増加する効果が現れているものの、医師不足の東北地方等での地域偏在は是正効果は限定的であることから、**足下医師充足率が低い都道府県との連携プログラムを別途設ける。**
- また、育児介護休業法改正附帯決議への対応の観点から、**子育て世代の支援を重点的に行っているプログラムについては、上記連携プログラムの設置を条件に、基本となるシーリング数に加算を行う。**

本県は、麻酔科、形成外科、リハビリテーション科が対象(次ページ参照)



※1 足下充足率 = 2018足下医師数 / 2024必要医師数

※2 地域貢献率 =  $\frac{\Sigma(\text{各専攻医が「シーリング対象外の都道府県」および「当該都道府県の医師少数区域」で研修を実施している期間})}{\Sigma(\text{各専攻医における専門研修プログラムの総研修期間})}$

※3 連携プログラム基礎数 = (過去3年の平均採用数 - 2024年の必要医師数を達成するための年間養成数)

資料 令和4年度第1回  
医道審議会医師分科会  
医師専門研修部会  
(令和4年6月22日)  
資料1-1 (抜粋・一部改変)



# 2018年足下充足率

※足下充足率=2018年足下医師数/2024年必要医師数

	内科	小児科	皮膚科	精神科	整形外科	眼科	耳鼻咽喉科	泌尿器科	脳神経外科	放射線科	麻酔科	形成外科	リハビリテーション科
北海道	0.86	0.92	0.87	0.95	0.83	0.79	0.91	0.97	1.03	0.68	1.21	0.71	0.86
青森県	0.63	0.78	0.71	0.81	0.67	0.51	0.67	1.08	0.51	0.48	0.67	0.47	0.38
岩手県	0.65	0.84	0.63	0.71	0.61	0.70	0.60	0.98	0.92	0.59	0.57	0.64	0.61
宮城県	0.91	0.85	0.84	0.90	0.79	0.87	0.94	0.76	0.67	0.78	0.88	1.00	1.21
秋田県	0.65	1.10	0.65	1.03	0.72	0.67	0.80	1.07	0.79	0.54	0.56	0.28	0.91
山形県	0.66	0.91	0.78	0.99	0.84	0.76	0.87	0.93	0.63	0.80	0.64	0.41	0.49
福島県	0.69	0.85	0.52	0.80	0.73	0.68	0.78	0.72	0.73	0.67	0.67	0.61	0.32
茨城県	0.70	0.71	0.75	0.69	0.77	0.77	0.63	0.65	0.83	0.53	0.70	0.50	0.51
栃木県	0.87	0.85	0.84	0.72	0.86	0.71	0.86	0.66	0.70	0.78	0.92	0.77	0.83
群馬県	0.78	0.95	0.67	0.84	0.84	0.79	0.69	0.85	0.64	0.88	0.90	0.44	0.98
埼玉県	0.70	0.78	0.82	0.71	0.70	0.86	0.74	0.71	0.69	0.56	0.70	0.72	0.68
千葉県	0.74	0.77	0.76	0.75	0.83	0.85	0.72	0.82	0.66	0.61	0.67	0.80	0.90
東京都	1.27	1.19	1.53	1.24	1.06	1.36	1.29	1.01	1.16	1.27	1.25	2.00	1.37
神奈川県	0.87	0.84	1.12	0.93	0.93	1.00	0.90	0.88	0.80	0.84	0.94	1.05	0.93
新潟県	0.70	0.89	0.76	0.67	0.73	0.67	0.75	0.57	0.67	0.69	0.57	0.44	0.61
富山県	0.84	0.98	0.96	0.91	0.88	0.92	0.95	0.76	0.79	0.91	0.99	0.59	0.87
石川県	1.00	1.00	1.21	1.00	1.04	0.95	1.00	0.94	0.89	1.38	1.00	1.08	1.00
福井県	0.80	1.05	1.08	0.87	0.94	0.88	1.22	0.93	0.93	1.45	0.80	0.48	0.97
山梨県	0.81	1.16	0.79	0.89	0.95	0.96	1.00	0.96	0.88	0.94	0.97	0.57	1.32
長野県	0.75	0.94	0.61	0.81	0.83	0.75	0.75	0.70	0.71	0.70	0.83	1.04	0.72
岐阜県	0.83	0.86	0.83	0.72	0.76	0.93	0.99	0.71	0.88	0.61	0.56	0.39	0.45
静岡県	0.73	0.76	0.76	0.71	0.81	0.76	0.87	0.81	0.80	0.67	0.67	0.83	0.97
愛知県	0.90	0.80	0.95	0.79	0.84	1.00	1.01	0.75	0.87	0.84	0.81	0.67	0.96
三重県	0.85	0.82	0.82	0.85	0.89	0.92	0.84	0.73	0.80	0.95	0.51	0.27	0.66
滋賀県	0.89	1.02	0.81	0.80	0.92	0.96	1.07	1.06	0.84	1.18	0.90	0.77	0.87
京都府	1.25	1.21	1.23	0.99	1.09	1.21	1.31	1.31	1.02	1.68	1.17	0.97	1.23
大阪府	1.07	0.91	0.96	0.87	1.09	1.20	1.11	1.07	1.01	1.20	1.07	1.16	1.18
兵庫県	0.93	0.94	1.00	0.87	1.03	1.11	1.02	0.97	0.87	0.96	1.00	1.05	0.98
奈良県	0.95	0.94	1.07	0.93	1.03	0.96	1.13	1.09	0.89	1.45	0.84	0.70	1.28
和歌山県	1.12	1.01	0.87	0.84	1.11	1.01	1.04	0.92	0.99	1.11	0.83	0.52	1.45
鳥取県	1.03	1.53	0.90	1.15	0.96	0.92	1.06	1.00	0.67	1.07	1.00	0.36	1.31
島根県	0.94	0.97	0.84	1.23	0.88	0.78	0.79	0.93	0.66	1.16	1.36	0.63	1.71
岡山県	1.07	1.01	0.97	1.15	0.97	0.96	1.07	0.90	0.99	1.46	1.21	1.17	1.46
広島県	0.97	0.82	0.92	0.92	0.93	0.99	1.00	0.82	0.94	0.88	0.93	0.58	0.95
山口県	0.78	0.92	0.83	1.11	0.83	0.81	1.02	1.05	0.90	1.06	0.86	0.32	1.01
徳島県	1.12	1.03	1.10	1.30	1.01	1.00	1.24	1.13	1.04	1.49	1.02	1.04	1.31
香川県	0.90	1.07	0.85	1.19	1.16	1.00	1.23	1.34	1.19	1.14	1.12	1.04	0.68
愛媛県	0.86	0.95	0.76	0.85	0.93	0.94	1.18	1.11	0.96	1.48	0.85	0.75	1.16
高知県	0.96	1.09	0.89	1.34	1.04	0.93	1.06	1.18	1.16	1.08	1.11	0.92	0.96
福岡県	1.21	0.92	1.06	1.33	1.27	1.06	0.95	1.01	1.04	1.23	1.10	1.13	1.17
佐賀県	0.96	0.87	0.99	1.49	1.22	0.87	0.98	0.98	0.98	1.23	1.07	0.70	0.83
長崎県	1.05	1.01	0.97	1.21	1.04	0.89	1.02	0.98	0.79	1.18	1.02	1.16	0.70
熊本県	1.05	0.92	1.05	1.30	1.11	0.93	0.84	1.07	0.76	1.28	1.04	0.51	0.84
大分県	0.98	1.04	0.78	1.13	0.89	0.79	0.67	1.03	0.90	1.10	0.99	0.85	0.78
宮崎県	0.80	0.71	0.73	1.29	1.01	0.91	0.79	0.92	0.76	1.06	0.88	0.52	0.57
鹿児島県	0.96	0.75	0.76	1.23	0.90	0.88	0.78	1.01	0.86	1.00	0.97	0.51	1.44
沖縄県	0.98	0.82	0.88	1.58	1.01	0.97	0.83	0.71	0.75	0.87	1.13	0.98	1.35

## 国への意見提出について

---

# 国への意見提出について

## ○ 第1回 医師専門研修部会における協議結果（令和4年8月9日開催）

医師専門研修部会において、専門研修プログラム等の協議を行った結果、国への意見について、次のとおり行うことを決定した。

このため、本案を地域医療対策協議会において協議したい。

### ○意見（案）

#### 個別のプログラムに関する意見（別紙2）

#### 5、その他の意見

##### 三重大学医学部附属病院麻酔科専門研修プログラムの再開について

三重大学医学部附属病院麻酔科専門研修プログラムについて、令和2年10月16日付けでプログラムが一時停止され、現在もその状態が続いている。

日本専門医機構および日本麻酔科学会から示された改善すべき点については、同病院長から令和4年5月9日付け文書にて改善報告をし、プログラムの再開に向けた検討をお願いしたところであるが、その後、3カ月以上経過した現在においても進展がみられない。

麻酔科医師の不足が顕著な本県にとって、同プログラムの早期再開は、本県の医療提供体制を確保する上で極めて重要であることから、日本専門医機構および日本麻酔科学会においては、連携を密にしていいただき、同病院麻酔科専門研修プログラムの再開に向けた手続きについて、早急に対応いただきたい。



(参考) 専門研修プログラム別採用数(三重県)

NO	領域	基幹施設	平成30年度開始	令和元年度開始	令和2年度開始	令和3年度開始	令和4年度開始	累計 採用数
			採用数	採用数	採用数	採用数	採用数	
1-1	内科	三重大学医学部附属病院	35	21	27	23	28	157
1-2		市立四日市病院	3	1	1	3	0	
1-3		伊勢赤十字病院	2	8	3	0	1	
1-4		岡波総合病院			0	1	0	
2	小児科	三重大学医学部附属病院	5	5	9	5	2	26
3	皮膚科	三重大学医学部附属病院	2	6	1	6	2	17
4-1	精神科	三重大学医学部附属病院	3	4	1	1	1	13
4-2		こころの医療センター				3	0	
5-1	外科	三重大学医学部附属病院	5	10	9	7	9	57
5-2		市立四日市病院	2	2	4	1	4	
5-3		伊勢赤十字病院		2	0	2	0	
6-1	整形外科	三重大学医学部附属病院	4	4	7	8	6	32
6-2		鈴鹿回生病院	0	0	0	3	0	
7-1	産婦人科	三重大学医学部附属病院	5	2	11	7	5	30
7-2		伊勢赤十字病院	0	0	0	0	0	
8	眼科	三重大学医学部附属病院	7	6	7	2	4	26
9	耳鼻咽喉科	三重大学医学部附属病院	3	0	2	0	4	9
10	泌尿器科	三重大学医学部附属病院	4	3	6	2	6	21
11	脳神経外科	三重大学医学部附属病院	5	2	1	3	3	14
12	放射線科	三重大学医学部附属病院	6	5	3	2	4	20
13-1	麻酔科	三重大学医学部附属病院	6	4	3	0		25
13-2		市立四日市病院	0	1	1	3	3	
13-3		伊勢赤十字病院	0	2			2	
13-4		松阪中央総合病院	0	0				
13-5		県立総合医療センター					0	
14	病理	三重大学医学部附属病院	1	3	1	2	4	11
15	臨床検査	三重大学医学部附属病院	0	0	2	0	0	2
16	救急科	三重大学医学部附属病院	1	0	1	0	1	3
17	形成外科	-						0
18	リハビリテーション科	藤田医科大学七栗記念病院	0	2	0	2	1	6
18-2		三重大学医学部附属病院				0	1	
19-1	総合診療	三重大学医学部附属病院	3	1	1	3	0	9
19-2		三重県地域医療研修センター(紀南病院)			1	0	0	
	計		102	94	102	89	91	478

(再掲)

	基幹施設	平成30年度開始	令和元年度開始	令和2年度開始	令和3年度開始	令和4年度開始	累計 採用数
		採用数	採用数	採用数	採用数	採用数	
	三重大学病院	95	76	92	71	80	414
	県立総合医療センター	0	0	0	0	0	0
	市立四日市病院	5	4	6	7	7	29
	伊勢赤十字病院	2	12	3	2	3	22
	岡波総合病院	0	0	0	1	0	1
	鈴鹿回生病院	0	0	0	3	0	3
	藤田医科大学七栗記念病院	0	2	0	2	1	5
	三重県地域医療研修センター	0	0	1	0	0	1
	こころの医療センター	0	0	0	3	0	3
	松阪中央総合病院	0	0	0	0	0	0
	計	102	94	102	89	91	478

	三重大学病院の専攻医割合	93%	81%	90%	80%	88%	87%
--	--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※三重県調べ(令和4年4月現在)